○○○運営規程（指定就労選択支援）

記載例

（事業の目的）

1. ○○○法人○○○（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定就労選択支援に係る障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者に対し適切な指定就労選択支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業者は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下「規則」という。）第6条の７の3に規定する事項の整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。

２　障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、事業所は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への（３）加その他の必要な協力を求めることができる。

３　事業所は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

４　事業所は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

５　前４項に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　　○○○

（２）　所在地　　香川県○○市○○町○○番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤）

管理者は、従業者及び業務の管理を（１）元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）就労選択支援員　〇名以上

就労選択支援員は、次の業務を行う。

（ア）アセスメントを実施すること。

（イ）アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施すること。

（ウ）アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施すること。

（エ）協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施すること。

（３）その他　　　○名以上

・・・・・を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

（１）営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から１月３日までの間を除く。

（２）営業時間

　　　営業時間は午前○時から午後○時までとする。

（３）サービス提供時間

　　　サービス提供時間は午前○時から午後○時までとする。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、○○人とする。

（指定就労選択支援の内容）

1. 指定就労選択支援の内容は次のとおりとする。

（１）アセスメントの実施

（２）多機関によるケース会議の開催

（３）アセスメント結果の作成

（４）事業者等と連絡調整

（５）食事の提供

（６）身体等の介護

（７）生活相談

（８）健康管理

（９）訪問支援

（10）送迎サービス

（11）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（利用者から受領する費用の種類及びその額）

第８条　指定就労選択支援を提供した際は、利用者から当該指定就労選択支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない指定就労選択支援を提供した際は、利用者から、法第29条第３項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定就労選択支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３　次に定める費用（特定費用）は、利用者から支払いを受けるものとする。

（１）食事の提供に要する費用　　１食につき○○円（うち食材料費○○円）

（２）日用品費等その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

（３）第９条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

（ア）事業所から○○キロメートル未満　１回（片道）につき○○円

（イ）事業所から○○キロメートル以上　１回（片道）につき○○円

４　前項の費用については、あらかじめ利用者に対し、内容及び費用の額について説明し、同意を得るものとする。

５　第１項から第３項までの支払いを受けた場合は、利用者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○市、・・・とする。

（利用に当たっての留意事項）

第10条　利用者が、指定就労選択支援を受けるに当たっての留意事項は次のとおりとする。

　（１）　・・・・・・

　（２）　・・・・・・

（緊急時等における対応方法）

第11条　事業者は、指定就労選択支援の提供中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第12条　事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを従業者に周知するとともに、事業所の見やすい場所に掲示等することとする。また、定期的に連絡体制の確認、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（主たる対象者の障害の種類）

第13条　事業者が指定就労選択支援を提供する障害の種類は次のとおりとする。

　（１）　身体障害

　（２）　知的障害

　（３）　精神障害

　（４）　難病等

（虐待防止のための措置に関する事項）

第14条　事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

（３）　虐待防止等のための責任者（専任の虐待防止担当者）を置く。

（工賃の支払等）

第15条　事業者は、生産活動に係る事業収入から生産活動に係る必要経費を控除した額を、利用者に工賃として支給するものとする。

２　前項の規程により利用者に支給される１月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回らないものとする。

３　事業者は、利用者の工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

４　事業者は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、県に報告するものとする。

（実習の実施）

第16条　事業者は、利用者の実習の受入先の確保に努めるものとする。

２　前項の実習受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して行うよう努めるものとする。

（求職活動の支援等の実施）

第17条　事業者は、利用者が行う求職活動の支援に努めるものとする。

２　事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携し

　て、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第18条　事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から６か月以上相談等の支援を行うよう努めるものとする。

（利益供与等の禁止）

第19条　事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

２　事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

（苦情解決）

第20条　事業者は、提供した指定就労選択支援に関する利用又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

２　苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

３　提供した指定就労選択支援に関し、県又は市町（以下「県等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して県等が行う調査に協力するとともに、県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　県等から求めがあった場合には、前項までの改善の内容を県等に報告するものとする。

５　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（研修の実施及び研修の機会の確保）

第21条　事業者は、従業者の資質の向上のために毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修の機会を設けるものとする。

（１）　採用時研修　　採用後○か月以内

（２）　継続研修　　　年○回

（職場におけるハラスメントの防止）

第22条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第23条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第24条　事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

２　事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

３　事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

　（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（秘密の保持）

第25条　管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

（記録の整備）

第26条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２　事業者は、利用者に対する指定就労選択支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労選択支援を提供した日から５年間保存するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第27条　事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下｢身体拘束等｣という。）を行わない。

２　事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

　（１）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

　（２）　身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

　（３）　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第28条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者が協議の上、定めるものとする。

　　　附　則

　この規程は、令和　年　月　日から施行する。